

平成 29 年第 2 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 13 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 2 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

平成 30(2018)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深い御理解と御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成 23 (2011)年度に小学校 1 年生の 35 人以下学級が実現しました。平成 24 (2012)年度は、新たに小学校 2 年生の 35 人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 14 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 2 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

国における平成 30 年度教育予算拡充に関する意見書について

平成 30 (2018)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成 30 (2018)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深い御理解と御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

本市においては、基礎学力定着事業をはじめ、少人数学級推進事業、英語教育推進事業、小中学校コンピューター活用教育推進事業、特別支援教育推進事業、いじめ対策事業、スクールカウンセラー設置事業、心のサポーター設置事業等、財政が厳しい中、子どもたちによりよい教育を保障するため、市単独の事業を展開されていることに対し、改めて感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人をとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成 30 (2018)年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など、以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 15 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 6 日

3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

長年培ってきた公立保育所の役割を存続させることについて

「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」が出され、あまりにも唐突で市民全体への内容周知もされず、準備期間も短いままスタートすることに危惧しています。

私たちは長年公立保育所で働いてきました。働くお母さんたちを支え、一日の大半を保育所で過ごす子どもたちに居心地のよい場、安心、安全な保育と給食の提供を日々研さんしながら取り組んで来ました。そしてなにより子どもたちの心身共に豊かな成長を願い、誇りを持って働いてきました。しかし、このたびのあまりに急な提案は受け入れがたく、保護者や職員にも大きな不安や怒りが出ていると聞きます。「市立幼稚園・保育所を潰さないで」「もっと話し合いを！」という声は切実です。

これまで公立と私立は協調し、また学び合いながら教育・保育の質を高める努力を行ってきました。公立を全てなくすことは、その自治体の基本方針や行政としての基準となる保育所がなくなることです。市としての知識や蓄積がなくなり、民間への責任ある指導ができなくなります。民間の競争は激しくなり、コストの削減、人件費の削減も懸念されるどころです。結果として幼児教育・保育の水準の引き下げにつながっていくのではないのでしょうか。私たちは、公立保育所が存続することでどの子にも豊かな保育環境と保育内容を保障することにつながると確信しています。

つきましては公立保育所の意義を再認識し、その役割と施設を維持存続するよう陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 16 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 7 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市立幼稚園及び市立保育所再編成計画の見直しについて

このたびの市立幼稚園及び市立保育所再編成計画は、余りにも突然のことであり、公立幼稚園教育に携わってきた者として非常に残念であり、とても理解できる内容ではなく、看過できるものではありません。

幼児教育は、人間形成の基礎となるものであります。行政として、未来を担う子どもたちに、しっかりとした幼児教育をすべきであり、幼稚園を切り捨てるような計画には断固として反対せざるを得ません。

については、私どもこれまでの幼稚園関係者ともども、下記の実績等を十分踏まえられ、是非、廃園を再考され、人間形成の基礎となる幼児教育に、市をあげて取り組んでいただけますよう陳情いたします。

記

- 1 市立幼稚園は、地域住民の幼児教育に対する強い要望により誕生したもので、地域に根付いております。しかも園児が 50 人 100 人という幼稚園も廃園対象です。
- 2 子どもは環境により育ちます。市立幼稚園は、広々とした園庭や施設整備が整い、幼児が思い切り体を動かし、主体的に遊べる環境にあります。
- 3 市立幼稚園は、常に教育委員会の指導のもと、文部科学省や県教育委員会の指定研究園として実績を積み上げ、幼・小・保の連携の要として重要な存在であり、幼児教育の質を高めてきました。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 17 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 9 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市議会基本条例の見直しについて

市原市議会基本条例の前文では「私たち市原市議会は、市民の声を大切にします。市民の声を聞く、議論する、反映する、報告する、この市民の声の循環を基本原則として掲げ、市民に開かれた議会を構築します。そして市民に分かりやすく、透明性の高い議会であるとともに、常に市民の視点で考え行動する、市民から信頼される議会を目指します。」とあります。また、市原市議会基本条例の第 6 条(市民と議会との関係)では、次のように定められています。

第 6 条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。

- 2 議会は、政策立案及び政策提案に市民の声を反映させるため、政策課題に対する市民との意見交換会等を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則として公開するものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、その付託及び送付を受けた委員会は、審査において必要に応じ提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

ところが現実には、市立幼稚園や保育所の充実を願う私たちと教育民生常任委員会との話し合いや、常任委員会での意見陳述をお願いしても実現されず、市民の陳情の願意が十分理解されないまま、常任委員会ではすれ違いの議論に終始していたように思われます。「行政の姿勢に問題があります」と市民は課題を提起しているのであり、行政側の説明だけで判断されるので

は問題だと考えます。

市議会基本条例の趣旨にのっとり、第6条の4「必要に応じ提案者の意見を聴く」とあるのを「提案者が求めた場合、その意見を聴く」と、改善されるよう陳情するものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第18号
2. 受理年月日 平成29年6月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

市原市議会基本条例の見直しについて

(要旨については、陳情第17号に同じ)

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第19号
2. 受理年月日 平成29年6月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

請願書及び陳情書の署名捺印の改善と報告について

市原市では、請願書および陳情書を市議会に提出する場合、署名捺印が義務付けられています。また、署名数の報告は、捺印した署名の数に限られています。

県内の自治体では、捺印を必要としているところは少数ですし、捺印がない場合でも捺印なしとして数は報告している自治体もあります。

3月議会に提出した「市立幼稚園や市立保育所」に関する陳情書でも、捺印のあるもの、ないもの、サインだけのものなどさまざまでした。市原市では、捺印のないものの署名数は報告されていませんので、一部の声は生かされないこととなります。

民意をより幅広く集約する上でも、捺印の義務づけはなくすべきと考えます。せめて捺印がないものやサインだけのものも集約して、捺印のある署名数と捺印のない署名数をそれぞれ報告するようにしてください。

市民に開かれた市議会を旨とされるなら、ぜひ実行してくださるよう陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第20号
2. 受理年月日 平成29年6月9日

3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

請願書及び陳情書の署名捺印の改善と報告について
(要旨については、陳情第 19 号に同じ)

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 21 号
2. 受理年月日 平成 29 年 6 月 9 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

常任委員会・特別委員会に係る視察報告書のネット公開を求めることについて

この間、各常任委員会と特別委員会の視察の幾つかについて情報公開を求め、勉強させていただきました。

議員各位の視察報告書が、市の事業にどのように生かされていくか、知ることができるという点で、大変参考になる資料でした。

このような資料が、小学生から高校生、そして若者に提供できることは、「主権者教育」という視点で考えた時、最高の教材と言えます。また二元自治制の機能を有効なものにしていく上からも大切な、意義のあることだと思います。

しかも、「市議会基本条例」「市原市議会基本条例（逐条解説）」「議会改革に関する報告書」の中において、以下のように述べていることを具体化することにもなります。

- ①「市民に分かりやすく、透明性の高い議会であるとともに、常に市民の視点で考え行動する、市民から信頼される議会を目指します」
- ②「市民の負託を受けて活動する議員は、自らの議会での活動を市民に報告する義務があることを定めています。これにより、市民は、議員活動を監視、評価することができます」
- ③「議会改革は市議会基本条例の基本原則(市民の声を聞く、議論する、反映する、報告する、この市民の声の循環)に基づいて行われるとともに、基本条例も不断の検証により、改正されるべきもの(条例第 13 条)と定められています」

議会開会内だけではなく、議会開会外においても、議員各位の活動が、多くの市民の皆さんに届けられることは、「市民の代表者として政治倫理の向上及び確立を図るとともに、品位を保持し、高い識見を身につけるよう努めるものとする議員のあり方が広く理解されていくものと確信するものです。

以上、各常任委員会と特別委員会に係る視察報告書のネット公開を求めるものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 22 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 6 月 9 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市民の声を議会に届けるための「議長への手紙」の設置を求めることについて

この間、議会運営等について、たびたび議長・各常任委員会委員長、各会派宛てに「質問と要請書」を提出してきました。しかし、それに対する「回答」はありませんでした。その理由は、正式には、私のところには文書で届けられていません。

市長については、すでに「市長への手紙」として、書式を含めたルールが示されていることは周知の事実です。私は、このルールを使って、この間、さまざまな「質問と要請書」を行ってきましたが、それらについて、中身はどうであれ、「回答」が寄せられています。しかも、ネット公開がされていることは周知の事実です。

二元自治制をとる地方自治体と地方議会にあって、住民自治を発揚し、地方政治に住民参加を促していくことは、関係者の当然の責務であることは言うまでもありません。二元自治制をとる地方自治体が「市長への手紙」を設けているのに、一方の地方議会が「議長への手紙」を設けていないのは、二元自治制度を生かしていくという点で、不十分と言わざるを得ません。

しかも、「市議会基本条例」「市原市議会基本条例(逐条解説)」「議会改革に関する報告書」の中において、以下のように述べていることを具体化することにもなります。

- ①「市民に分かりやすく、透明性の高い議会であるとともに、常に市民の視点で考え行動する、市民から信頼される議会を目指します」
- ②「市民の負託を受けて活動する議員は、自らの議会での活動を市民に報告する義務があることを定めています。これにより、市民は、議員活動を監視、評価することができます」
- ③「議会改革は市議会基本条例の基本原則(市民の声を聞く、議論する、反映する、報告する、この市民の声の循環)に基づいて行われるとともに、基本条例も不断の検証により、改正されるべきもの(条例第 13 条)定められています」
- ④「議会は、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。政策立案及び政策提案に市民の声を反映させるため、政策課題に対する市民との意見交換会等を積極的に開催するものとする」
- ⑤「議会は、二元代表制のもと、市長等と対等で緊張感のある引き締まった関係を保持し、常に市民の視点で市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提案等を通じて、市民福祉の向上に寄与するものとする」
- ⑥「議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等並びに予算及び決算については、市長に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする」

⑦「議会は、多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させるため、市民の代表者である議員間の自由な討議を積極的に活用するものとする」

⑧「議員は、市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握するとともに、自らの資質向上のため、不断の研さんに努めるものとする」

⑨「広聴について」「市民の声を聴く機能が来ていない。公聴機能が上手く果たせればよい改革につながるのではないか。市民の声を執行部へ届けることが大事である」

「議員が質問すると執行部は勉強し変わってくるので議員は質問すべきである」という指摘は、上記⑨の指摘が機能したときに、より一層機能するものと確信するものです。

しかも、小学生から中学生、そして若者に、その意見を議長に届ける機会を設けることは主権者教育の点から見ても、市原力・市民力の発揚という点から見ても、さらには、いわゆる「総合計画」のめざす市原市の未来像を実現するという点から見ても、有効な措置ではないでしょうか。

以上を踏まえると、主権者である住民の声に耳を傾けるためのルールを策定することは「議会改革」の「目的」にかなっていると思います。細かなルール等については、「市長への手紙」や他自治体の議会の事例などを踏まえながら、調査・研究・検討するにしても、「市議会改革」の具体化という点を踏まえ、早急に「市民の声を議会に届けるための「議長への手紙」の設置」について、具体化されますよう、よろしくお願い申し上げます。